

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） おはようございます。8番、鹿兒島、議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、今議会では2つの課題について一般質問を行いたいと思います。

まず、第1番目の課題は、マイナンバーカードにかかわっての質問であります。

政府は、「全国民にマイナンバーカードを行き渡らせる」との号令の下、自治体に交付を急がせるとともに、2024年秋に健康保険証を廃止する方針をしゃにむに押し進めているところでもあります。この政府のやり方に対して疑問や不安・不満が顕在化してきていると受け止めるところでもあります。これらの疑問や不安・不満は、保険者、被保険者、そして双方に関わる医療や福祉の現場など多方面から出されているとも受け止めるところでもあります。また、他自治体でも、マイナンバーカードを導入すると業務が効率化と言われていたのに逆に忙しくなり、休日返上などが頻発していると聞くところでもあります。

国は、現在、自治体職員を酷使しながら、2万円分のマイナポイントを差し上げる、あるいはカード普及率によって交付税に差をつける、あるいは紙の保険証で受診すると受診料を高くするなど、あの手この手でカード作成と保険証ひもづけを推し進めております。

また、最近行われた民間調査機関のカードの普及事務に関わる市町村へのアンケートによれば、事務負担が重い、あるいはカード拙速推進への不満の声が多数であったり、医療関係職場での困惑が広がっていることと、健康保険証廃止の延期や撤回の声が根強いことが判明したとの報道もされております。

こういったカード拙速推進、特に健康保険証の廃止に対してどう受け止めているのか。とりわけ、健康保険証の廃止には反対の意見を具申すべきと考えるところでありますけれども、所信をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2つ目の課題、農業振興にかかわってであります。

この農業振興にかかわっては、また2つの課題について質問と提案をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の課題は、多面的機能支払交付金事業についてであります。

現在、町の農業振興策の中で、国の多面的機能支払交付金を受けて農地維持、資源向上活動支援事業を行ってきたところでありますが、この交付金事業は今年度が5年間の最終年度、最終期限となっているところであります。

ちなみに、今年度の予算では、事業を行う町内9活動組織3万8,053aの協定面積に対して1,748万4,000円を計上しているところであります。

そこで、この施策に関わって、2点にわたって質問をいたします。

第1点目は、当該事業は農業者の高齢化、人口減少の中で営農を支える有効な施策として機能してきており継続が望まれる状況から、万が一、国の施策が打切りとなった場合は、町が独自に施策を継続すべきと考えておりますけれども、この点について見解をお伺いしたいと思っております。

2点目は、現在の事業については、事業計画の作成や事業実施に関わる諸報告や経理事務等が多く、また煩雑で負担が重いという実態があります。せつかくの施策、事務等の負担軽減が必要ではないかという声を営農者から聞くところであります。この点について見解をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、農業振興にかかわる2点目の質問であります。

7月に開催された第1回日本山ぶどうワインコンクールは、町の特産品としてブドウ、そ

してワインの将来性のみならず、グリーンツーリズムの推進の柱となるワイナリー事業の方向性について一つの示唆を与えていただいたと受け止めていることを前提に、この課題については3点にわたって質問をいたします。

まず、第1点目は、ブドウ栽培農家の戸数、農園の規模の状況はどうなっているかに関わってであります。この点については、昨年度の事務報告に一定の掲載がありますが、問題はこの現状について、今後の展望との関わりでどう捉えているか、また、今後どういった規模を考え、そのための対策をどう考えているかという点であります。

2点目は、ブドウ栽培からワイナリー事業を展望するための礎となる営農者の集団化、組織化が必要ではないか、そのためには町や事業主体であるワイナリーが尽力すべきと考えるが、この点についてどう考えているかお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、ワイナリーの事業強化・拡大の支えとなるのは、やはりこれはまちづくり株式会社の経営体質の強化、資本強化が必要ではないかと考えるところであります。

以上について答弁をいただき、改めて質問をさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） それでは、8番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、マイナンバーカードにかかわってについて、カードの拙速推進、特に健康保険証の廃止に対してどう受け止めているか、とりわけ、保険証の廃止には反対の意見具申を行うべきと考えるがどうかのお尋ねでございます。

マイナンバーカードは、来るデジタル社会の基盤となる重要なインフラであり、本人確認書類としての利用にとどまらず、各種行政手続のオンライン申請等、利用できる手続が少しずつ広がりを見せています。政府では、現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針を打ち出し、国において関連する法案が可決・成立しているところでございます。

このマイナンバーカードの普及拡大及び健康保険証との一体化につきましては、マイナポイント事業により、当町でもマイナンバーカードの交付率が急速に上がった一方で、窓口の混雑、それに起因して申請手続がスムーズに進まないなど、一定の混乱が見られたところでございます。しかしながら、このような混乱や事務負担の増加は、マイナンバーカードが行

き渡れば収束するものであり、当町においても現在はマイナンバーカードの交付に関する窓口の混乱・混雑は特に見られません。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、受診履歴等に基づいた質の高い医療を受けられるようになるほか、転職・転居による保険証の切替えや更新が不要になるなど、私たちの生活の中でマイナンバーカードがより身近なものになっていく機会になると考えております。

また、医療機関・薬局においては、過去の薬剤情報や特定健診等の情報を正確に得られるようになるほか、患者の管理も円滑になることが期待されます。国民健康保険をはじめとした各医療保険者においても、健康保険証に係る事務手続や各種認定証の発行、過誤請求など、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、事務の効率化が図られるなど大きな効果をもたらすものと言えます。

国では、令和6年秋に紙の健康保険証が廃止された後でも、マイナンバーカードを未取得の方には申請に基づき資格確認書を交付し、従来どおりの自己負担割合で保険診療を受診できることを打ち出しております。町が保険者である国民健康保険の運営に関しては、今後、国・県から示される詳細な運用手順に基づいて適正な運用を図るとともに、被保険者の方々に対してきめ細かな周知を行い、円滑に移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

全国では、これまでにマイナンバーカードに関するトラブルが散見されております。この点につきましては、政府が省庁横断的なマイナンバー情報総点検本部を設け、連携するデータに誤りがないかを点検することとしております。このような形で、国では対策をより強化し、国民の不安払拭と信頼回復に努める対応が引き続き取られることから、現在のところ健康保険証廃止に対しまして、町からは反対意見を申し上げる考えはございません。

次に、農業振興について、1点目の国の多面的機能支払交付金を受けて、農地維持、資源向上活動支援事業についてのお尋ねでございます。

多面的機能支払交付金事業とは、平成26年度から始まった事業で、農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の質的向上を図る目的で設立された助成制度であります。町内でも、農業者や地域住民で構成した8団体がこの制度を利用して、令和元年度から今年度までの5年間による第2期活動に取り組んでおります。

最初の質問の、万が一、多面的機能支払交付金事業が打切りとなった場合の町としての対応についてですが、この事業は令和6年度以降も5年の期間で事業は継続される予定となっ

ておりますので、各団体の積極的な活用を推奨してまいりたいと思います。また、その後の事業継続につきましても国・県に要望してまいりたいと思います。その後、将来的に事業が打切りとなった場合の町としての対応については、今後、農業情勢も大きく変化する可能性があることから、現段階での明確な回答はできかねる状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

次の質問の多面的機能支払交付金事業の事務等の軽減についてのご質問でございますが、各団体からも事務作業が重荷であるとの意見が寄せられております。事務作業については、事務委託も可能となっておりますので、今後の課題として相談に応じてまいりたいと思います。

農業・農村の継続は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割以外にも、私たちの生活にいろいろな恵みをもたらしております。水田は雨水を一時的に貯留して、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また美しい農村の風景は私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしており、その恵みは都市住民を含めて国民全体に及んでおります。こうした恵みはお金で買うことができないものであることから、国民全体で農業・農村を支えていくためにも、今後とも国・県の事業を活用しながら町としても多面的活動を支援してまいりたいと思います。

2点目の7月に開催された第1回日本山ぶどうワインコンクールを開催しての、今後のブドウ、ワインの将来性についてのお尋ねでございます。

町政報告でも申し上げましたが、ワインコンクールには小坂七滝ワイナリーのワインを9点出品して6点がメダルを獲得し、2点が金賞ある紫賞を受賞いたしました。醸造部門とマーケティング部門でのアドバイザーによる指導や、醸造スタッフ、ブドウ栽培農家の努力のたまものであり、ワイナリー事業の自信につながったことと思います。

最初の質問のブドウ栽培農家の現状、今後の展望や対策についてでございますが、ブドウ栽培農家は現在9戸で、町内の栽培面積は鵠地区を中心に732 a、加工用421 a、兼用種85 a、生食用226 aでございます。加工用については、栽培農家が運営する法人を通じてワイナリー等へ販売し、主食用については、道の駅こさか七滝にある七滝産直施設での販売や生産者が開設する直売所で販売されております。しかし、ブドウ栽培農家も高齢となり、後継者や新規就農者に経営移譲するなどして面積は維持されておりますが、拡大は難しい状況にあります。町では地域おこし協力隊を募集して、将来の担い手候補の確保育成を目指しており、将来的にはその成果が期待されるところでございます。

令和4年度は小坂町産ワインは順調に販売を伸ばし、前年度比24%増の約2万5,000本となりました。今年は、昨年の異常気象で原料ブドウの確保が難しかったことから在庫が少なくなり、さらに第1回日本山ぶどうワインコンクールでメダルを獲得したことによる需要の増が期待されるため、日本山ぶどうワイン協会の協力により、原料ブドウの確保を検討しているところでございます。

町ではワイナリー事業のアドバイザーとの協議の中で、最終目標は原料100tでワイン10万本生産、販売額1億円に設定して事業を推進しております。

現状の加工用及び兼用品種の栽培面積から見ると最大で50tの仕込みが可能であり、目標達成には栽培面積をあと494a拡大して、1,000aが必要であると考えております。そのためには、ブドウが豊作の年には醸造量を増やして貯蔵しておける貯蔵庫の整備や醸造施設の増強が必要になることから、併せて検討しているところでございます。

次に、ブドウ栽培農家の集団化、組織化について、町やワイナリーが尽力すべきではないかについてでございますが、今後、ブドウ栽培農家も高齢となり後継者が心配される状況となり、個人による面積拡大が難しい状況であれば、栽培農家の集団化、組織化は大きな課題であると思います。そのようなことから、体験農園の面積拡大等も視野に入れながら、ワイナリーが中心となつてのブドウ栽培体制の構築や、栽培農家の組織化の可能性について検討してまいりたいと思います。

次に、ワイナリーの事業強化、拡大の支えとなる小坂まちづくり株式会社の経営体質の強化、資本強化が必要ではないかについてでございますが、町では小坂まちづくり株式会社から毎年事業決算の説明を受けながら、一緒に経営分析を行い課題の共有を図ることで、会社の中においてワイナリー事業部門はどう進むべきか議論しております。町としても、グリーンツーリズムの推進を図るために、原料ブドウの確保や施設増強、アドバイザーの設置などで、今後とも小坂まちづくり株式会社の経営強化を図るための支援をしてまいりたいと思います。また、小坂まちづくり株式会社の資本強化につきましては、原料ブドウの確保、施設増強の見通しも考慮に入れて、資本強化をした場合にどう変わるのかも見極めながら、引き続いて検討してまいりたいと思います。

町の総合計画では、観光・体験による誘客・関係人口の拡大を掲げており、特にグリーンツーリズムの推進を図るためのワインについては、原料生産から醸造まで町で行う特徴的な資源であり、地域経済への波及効果、その商品からもたらされる地域への観光誘客効果が期待されることから、増産体制を構築するための施策を今後とも推進してまいりたいと思いま

す。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

それでは、改めて質問をさせていただきたいと思います。

初めに、マイナンバーカードについてであります。

ただいまの町長の答弁をお聞きしますと、何だか国が答弁をしているような印象を受けました。非常に評価をしているようでもありますけれども、これから問題を指摘しながら、改めて考え方を聞きたいと思います。

まず、カードの普及により交付税に差をつけるというやり方、紙の保険証で受診すると受診料が高くなるなどが、国の主張であります。こういった主張というのは、憲法で保障された生存権と基本的人権を守るための財政保証を逸脱した異常なやり方だと言わざるを得ません。エンジンをぶら下げて走れということと同じやり方。頑張るところに交付税をつける、そうでないところは削るというやり方をこのカード普及に関わってやっているということは大きな問題。また、これに従うのはどうなのかという点について、まず指摘しておきたいと思います。

そこで、当町のカード普及率はどういう状況なのか、そのうち保険証へひもづけをした人は何%か、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 小坂町でのマイナンバーカードの交付率であります。8月末現在で73.4%となっております。保険証とのひもづけがどれぐらいかというのはデータがない状況です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ひもづけの数が分からんということでしょう。ひもづけ件数が公表できない理由はどういうところにあるのか。知っているけれども表へ出せないのか、それとも町自身が知らないのか。もし町が知らないということであれば、銀行口座とのひもづけはできないということになるが、町が交付金を支給するときにどう対応するのか、この点を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 保険証のひもづけ等、窓口端末のシステムで行っておりまして、その集計というのは分からない状況です。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 何だかよく分かりません。例えば、公金を口座に振り込む場合は、ひもづけされているところかどうかを確認しなくてはできないわけでしょう。例えば医療費の還付給付なんてあった場合。ところが、そのひもづけの状況が分からなければ、町から還付もできないということになるわけですね。

そういう点で、ひもづけというのは、単にひもづけられるということよりも、その後の具体的な様々な行政手続のために、しっかりと市町村も知っておかなきゃいけないわけでしょう。これは後でまた言いますが、そういうことについて非常に曖昧になっているという問題から始まって、今言ったように市町村にとってややこしい業務がいろいろと増えてくる。このことについてはご苦労さまで言う以外にないと思うところではありますが、今お聞きしたように、このひもづけ一つを取っても、今後様々な業務が増えてくる。今、ひもづけしているだけけれども、その後においても非常に大きな問題が出てくるということです。職員の皆さんに同情せざるを得ません。そもそも、マイナンバーカードに保険証をひもづけること自体が様々な矛盾の基になっているということをこれから少し明らかにしていきたいと思えます。

マイナンバーカードへの疑問や不安が多方面から聞かれている。先ほどの町長答弁では、この状況が少し聞かれているというようなお答えでありました。しかし、そういう状況ではないわけであります。

まず、被保険者、特にカード社会に疎い高齢者層からは、その使用方法やカード管理に関わる不安、特にマイナ保険証の端末使用に関わる不安、顔認証付のカード読み取り機で操作の暗証番号を入力するなどのハードルに対する不安が多く聞かれる状況であります。

このハードルによる混乱と不安は、介護職場をはじめ障害者とその施設などからも噴出しております。僅かではなく噴出しております。例えば、紙の保険証は月1回病院の窓口に出せばよかったが、マイナ保険証だと毎回出さなければならない。しかも顔認証か暗証番号も必要というのは、生活弱者、高齢者、あるいは障害者、それからその方々に関わる福祉の職場、こういった職員にも大きな負担がかかってくる。不安の要因と言われているわけですが、こういった点については、先ほどの町長答弁では全く問題ないだろうという答えを聞いたわけでありますが、本当にそうなのかどうなのか。担当職場ではこの問題について

はどう考えているのか、あるいは知らなかったのか、問題点についてお伺いをしたいと思
います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 施設の所管であります福祉課からお答えをさせていただきたい
と思います。

こちらで把握しておりますのは、町内の介護保険施設、障害者支援施設全体で2人の方に
交付されているということは各法人から伺っております。その取得された方についても、施
設の入所前、在宅のときにカードが発行されているという実情であると聞いております。し
かし、各施設、それから法人の考え方につきましては、マイナンバーカードの管理について
は行わないということで家族、本人にご理解をさせていただいて、現在そのような対応をして
いるところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 非常に認識が甘いと言わざるを得ません。

さらに問題なのはマイナ保険証と健康保険情報がひもづけられずに、マイナ保険証として
使えないという実態が露呈しているということ。これは厚労省の調査で全国で77万人に及ん
でいるということがはっきりしているわけであります。保険加入者がマイナンバーを事業者
へ未提出ということと、個人情報に関わることについて管理することを嫌がる事業者がある
ということが要因になって、今言ったように現在で77万人がひもづけられてないという報道
であります。政府は11月末を目途にひもづけ作業を完了させるとして、今、躍起になってい
るわけでありますが、果たして完了が見通せるのかと疑問視する報道さえあります。

また、全国保険医療団体連合会のマイナカードの実施についてのトラブル調査によれば、
マイナンバーカードを窓口端末にかざしたら、本来負担割合が3割なのに2割と表示された
というエラー、あるいは32都道府県の医療機関での5,055件のアンケート回答の中では、
693機関で健康保険証の券面と違う負担割合が表示されるエラーが起こった、とも報道され
ております。こういった実態をどう受け止めるのか。先ほどの町長の答弁、あるいは担当課
長の答弁を聞くと非常に認識が甘いように思うわけでありますが、この点はいかがですか。

もう一点伺いますが、共同通信が全国の市町村長を対象に実施したアンケートについて、
全国の市町村長の90%が、マイナンバーカードに関する事務負担が重いと回答したと報道さ
れております。そして、交付申請の急増により事務量が拡大し、個人情報のひもづけミスな
どによるトラブルも相次ぎ住民対応に追われている、そして来年秋に廃止予定の健康保険証

の代わりとなる資格確認書発行の事務負担を不安視する声も目立つと報道されているわけ
あります。

具体的なアンケート項目で、交付税の優遇措置については、普及が進まない自治体に対す
るペナルティーとも取れるため自治体間の無用な競争をあおりかねないという回答が多かっ
た。保険証廃止による懸念については、資格確認書の発行の事務負担が20%と最も多い回答、
誤登録などのミスへの対応は18%、医療機関の混乱という回答が13%、このように全国市
町村長は回答しているわけであります。保険証廃止をめぐっては、延期や廃止を求める声が
43%、予定どおり保険証を廃止していいだろうというのは29%、こういう回答が全国市町
村長から出されている状況。

また、このアンケートは、秋田県では25市町村のうち20の市町村長が回答しておりまし
て、その95%の19人が負担について、やや重いを含めて重いと答えている。重いと答えた
のは大館市や由利本荘市、美郷町など8市町村。小坂町は、やや重いという範疇の答えであ
ったと報道がされております。

こういった結果を含めて、今までの町長答弁、あるいは担当課長の答弁としては非常に認
識が甘いのではないかと思います。今言ったことを含めてどう考えるか、もう一度お答え
をいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、8番議員から、再質問といいますか、お答えをするよう言われま
した。

新聞報道には自分もそのように答えております。当町の事務等につきまして、ひもづけの
ミスは現在ないと聞いておりました。ただ、申請登録等のときにはどうしても事務が煩雑に
なるというのは認識しておりますので、その場合にはどうしても事務の重荷になる部分はある
のかなとは思いますが、先ほど答弁でも言ったようにある程度落ち着いてくれば、
自分としては逆にスムーズに進むのかなと思っております。8番議員から見ると、ちょっと
認識不足じゃないのかと言われてますが、私たちも全部が全部分かっているわけではございま
せんので、この件についてももう少し勉強しながら仕事に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 自治体の、小坂町の業務としての問題はその程度で済むのかもしれ
ません。町の規模等々の問題もありますが、全国的には、様々な影響が出ているということ

をまず認識していただきたいと思います。

そこで、くどいようですけれども、もう少しこのトラブルの内容等についてお話をしてみたいと思います。

私はトラブルが頻発していると思っております。最近でも新聞記事のトップを飾るというようなことが度々ありましたので、連日の様々なマスコミ等の報道の中から拾ってみますと、他人の保険証がひもづいていた、あるいは無保険扱いになっていた、申込みをしていないのに勝手に保険証がひもづけられていた、病院窓口で10割請求された、コンビニで他人の証明書が出てきた、マイナポイントが別の人についていた、他人の年金記録が閲覧できた、障害者手帳の情報が出てこない、こういったことが頻発しているわけです。まるでここを見ると欠陥商品の見本市です。

しかも、こういった状況に対して担当大臣はどう言っているか。システムの問題でなく人が起こしたエラー、ヒューマンエラーだと。まるで自治体職員が悪いというようなことを言っているわけですね。実際にこの事務をやっているのは自治体職員でしょう。こういうエラーが出るたびに、ヒューマンエラーなんだと。実際に事務をやっている自治体職員が怠慢だからこういうことが起こっているんだということを担当大臣が言うわけでしょう。こういったトラブルは今の話では町では起きていないようではありますが、今後発生する可能性はある。これはマイナンバーカードが具体的に施行された時以降、ひもづけの問題が済んだとき以降にも出てくるわけで、手続の中での問題じゃないんです。そういうことを認識していただきたい。

度重なるトラブルや国民多数の不安・不満・反対の声にもかかわらず、国は来年秋の健康保険証の廃止とマイナンバーカードとの一体化を強行しようとしておりますけれども、これまで申し上げたように、特に健康保険証の廃止とマイナンバーカードの取得の強制はあってはならない。マイナンバーカードは法律上は任意であり、現在義務化されていません。この点についての認識はどのように持っていますか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） それは十分に承知しております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） そういう意味では、強制があってはならないわけでありまして。つまり、マイナンバー保険証でもよいし、紙の保険証を使ってもいいと法律上はなっているわけでしょう。にもかかわらず担当大臣が法律を無視して紙の保険証を廃止するんだとぶち上げ

たことから現在の混乱になっているわけであります。国は紙の保険証に代わって資格確認書を出すと言いますが、資格確認書と保険証は全く違ったものであります。保険証は自治体や保険組合が責任を持って加入者に届ける仕組みになっております。しかし、資格確認書はマイナ保険証などを持たない人などに発行するため、自治体、町や保険組合に新たに負担や手間がかかってくるという仕組みになります。また、保険証は申請の必要はありませんが、資格確認書は一々申請しなければならないという手間もかかります。保険証は原則的に有効期限はありません。その健康保険に加入している限りずっと使えます。しかし確認書は最長5年間の期限がついているなどの違いによる負担や手間がかかることは明らかになっております。こういうことをあえてしながら本当にやっていいのかどうか、だったら今のままでいいはずだと思うわけでありますが、ここで伺います。

現在、ほとんどの高齢者施設、障害者施設では紙の保険証を預かっていますが、マイナ保険証も預かるのか、法律上問題はないのか、預かるとすれば暗証番号は誰が管理するのか。

2点目は、在宅で寝たきりの人の保険証をどうするのか。また、訪問診療ではマイナ保険証をどうやって確認するのか。

修学旅行などでもマイナ保険証携帯が必須と考えるわけでありますが、その場合のその責任の所在と文科省の見解はどうなっているのか。修学旅行は保険証を持って行っていますよね。それが今度はマイナ保険証の問題になるわけでしょう。この管理の問題、責任の所在はどうなるのか。

さらに、119番出動の際、お薬手帳があれば対応が早くできるとなっているわけでありますけれども、国はお薬手帳もひもづけすると言っておりますけれども、救急隊員がマイナカードに対応できるのか。救急隊員が読み取る機械を持って歩くことになるのか、そういう手間が増えるのではないかという問題。

こういった問題がいろいろあるということについて本当に町として把握をしているのか。そしてまた、今言ったようなことについて、具体的な対応の組立てはされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 各課にわたることなのですが、私からは施設の現状について。先ほど申し上げましたが、マイナンバーカードがひもづけされた保険証になった場合でも、現在のところ施設では預かる考えはないと聞いております。しかしながら、医療機関を受診の際には、当然保険証の情報が必要となってまいりますので、来年の秋に保険証が完全に廃止

され、マイナンバーカードに一本化された場合について、各施設では、現在、国の状況を注視しながら対応策を考えたいと伺っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 本当にカードのひもづけという問題がいろんなことに波及する。個人のプライバシー、財産管理等を含めて全部このカードに集約されるわけでしょう。だから保管について非常に大変な問題になる。先ほど言ったように施設でそのカードを管理するのを嫌がるというのはそういうことなのですよ。保険証のひもづけについては、さっき言ったように様々な問題が今起こっているが、それについて具体的にどうしようかという方針は国としてもまだできてない状況であるということは認識していただきたい。にもかかわらず来年の秋には開始するんだということで本当にいいのか、国民が安心するのか、住民が安心するのか、その住民が住んでいる自治体としてそれで進んでいいのかという課題について指摘をしておきたい。

先ほど町長が言ったように、このマイナカードの利点もあるとは思いますが、保険証とのひもづけには様々な問題があるということ認識して、この保険証をまず制度の中から外すように考えていかないと町民は混乱するということを申し上げて、再考をお願いしたい。庁内でもさらに論議をしていただいて、保険証の廃止はやめるということについての検討をお願いしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 8番議員の言っていることも分かります。まだまだ私たちのところでも勉強不足のところが多々あると思いますので、来年の秋までいろいろ勉強しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、少なくともマイナ保険証制度の施行に当たっては、保険証の廃止は中止していただきたいという取組を町としてお願いしたいと付け加えて、この問題について終わりたいと思っております。

次に、農業振興にかかわっての再質問であります。まず、第1点目、多面的機能支払交付金事業についてであります。答弁で国が本事業を更新する見通しだということを確認できました。ありがとうございます。まず、その前提に立って少しお話をさせていただきます。

事業を更新するけれども予算的には減額ということがあり得るのではないかと、この辺はいかがですか。今までどおりの実績等に基づく補助が確定しているのか、見通しができるのか

どうなのか。もし、国として事業はするけれども予算が減るよというようなことがあった場合については、少なくとも今年度並みの予算を配分できるように、町として独自の上乗せということも考えていただかなければならないのではないかと思います。この点についてはいかがですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 第2期活動、つまり今年度までの5年間とほぼ同様の内容と現在のところでは聞いております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、まず今年度並みの予算確保をお願いしたいことと、併せて万が一、減額があった場合については、少なくとも本年度並みの予算の計上をお願いしておきたいと思います。

そして、この事業に関わる活動組織の諸報告や経理に関わる負担軽減の問題も前向きな答弁と受け止めます。この事業、さっき言ったように4回繰り返していますが、だんだんややこしくなっているんですよね。例えば国に出す報告書についても、やるに従ってややこしくなって、細かくなっています。今はパソコンソフトを使って報告しなくてはいけないう事務になっていますけれども、農家の人がパソコンソフトを使うのはなかなか大変で、負担が重いという話になっております。

そこで、ぜひ、この各活動組織がやらなければならない諸報告や経理事務に関わる事務負担の軽減をお願いしたいということなんですが、委託等も含めて考えるというようなお話がありました。これは勝手に言って申し訳ないんですが、例えば土地改良区などでこういった事務の委託をぜひ受けていただければ非常に助かると思いますが、その点も含めていかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 全県的に見ますと、今言われたとおり土地改良区などへの委託を行っている活動組織が2割ほどございますので、そういう面も含めていろいろ相談に乗っていきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。ぜひ具体的な検討をお願いしたいと思います。非常に農家の方々が助かると言っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、最後の課題になります。ブドウ栽培、ワイナリーの現状と今後のテーマに関わって

であります。

グリーンツーリズムの推進の柱となるワイナリー事業、山ぶどう品種のワインを町が目指す特産品とする農業振興を図るために、現状の作付面積、出荷量、営農戸数がやはり非常にまだ弱いという現状だと思えます。そういう点で、特に営農戸数とともに、営農者・就農者の高齢化が非常に大きな課題だろうと思えます。少なくともこの点について早急な対策が必要だろうと思えます。目指す事業展開を可能とするため、この課題に具体的に取り組むことを望んでいるわけですが、答弁ではそういう方向については一定の考えを持っていたということを確認できると思えます。

そういう点での認識は基本的に同じだったと受け止めますが、先ほど言ったようにこの課題に対する対策は、営農者、就農者の集団化、組織化が一つの課題になると思えます。先ほど報告された現状の面積、あるいは出荷量との関係と、目標にしている出荷量、例えば10万本を目指す、現在の約4倍になるわけではありますが、その出荷量を果たすための原料の確保の問題、それを可能とする就農者の数、あるいは技能の問題等含めれば、ここが一つの課題になってくると。そのために町がどうするか、これから具体的にぜひとも実現をしていただきたいと思えますが、そういう点では若い人の就農、先ほど地域おこし協力隊員で現在2人がそういう就農をしているということですが、そういった方たちをもっともっと増やすのか、あるいは現在の就農者の中の若手の確保をしていくのかを含めて、集団化、集団営農化というのがどうしても出てくるだろうと思えますので、その取組を強めていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、これまで申し上げた課題の解決を図るためには、その事業を支える事業主体の組織強化、体力強化がどうしても欠かすことができないと思えます。そういう意味では小坂まちづくり株式会社を中心とするワイナリー事業の強化・拡大の柱となる株式会社の経営体質強化、資本の強化についてはこれまでもお話をしてきましたけれども、ぜひ具体的な事業計画達成のために必要な資本についての検討をしっかりとやっていただいて具体的な強化をお願いしたい。もう一度この点について町長の決意をお伺いしたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私たちが考えていることを後押ししてくれるようなご質問本当にありがとうございます。今後は、先ほど話しましたように、100 t、10万本のワインを作って町の活性化につなげていきたい。そのためには、やはり就農する方々を増やしていかなければ

原料の確保が難しくなります。ぜひとも頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも議員の皆様方のお力添えをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

◇ 菅 原 明 雅 君

○議長（目時重雄君） 次に、5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

なお、菅原議員からは、事前に資料の配付許可を求められております。よって、これを許可いたします。

〔資料配付〕

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さんおはようございます。

5番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は記録的な猛暑で、9月に入っても暑い日が続いております。今後、台風等の豪雨被害もあるのではないかと危惧されます。加えて先日、診療所の荒川先生とお話しすると、コロナ患者が増えているとのことでした。ご出席の町長さんをはじめ行政に関わる役場職員の皆さんも、今のマイナンバーカードや温暖化による災害業務等、業務が増えることが心配されますが、猛暑の疲れの出る時期ですので、体調管理し、無理なく、町民のための仕事に取り組んでいただきたいと思います。

さて、発言の要旨、長くなり、簡潔性を欠いたと反省しております。できるだけ分かりやすく書いたものですので、発言通告書の文章をそのまま読ませてもらいたいと思います。

発言の要旨は、小坂町独自の子育て支援策について、1点であります。

岸田首相が異次元の少子化対策を掲げています。その評価はともかくとして、このまま少子高齢化が続き人口減少が進めば、国や地方自治体が厳しい状況に陥りかねないとの危機意識を共有できたことには意味があると考えています。さきの6月議会で数字を示して申し述べたように、少子高齢化・人口減少は、国全体の問題ではありますが、都市部より地方が著しく、地方でも市部より郡部が甚だしいという状況にあります。地方の郡部にあり、少子高齢化・人口減少が続いている本町にとっては、持続可能なまちづくりという観点からも、少

子化対策は喫緊の課題だと考えます。

移住や定住の支援で町外からの流入人口を増やす施策も重要ですが、それ以上に、町外への人口の流出を防ぐ施策が必要だと私は考えています。そして、そのためには手厚い子育て支援が必要だと考えます。子どもと働き盛りであるその親御さんの世代を町から減らさないことは、これからの5年後、10年後の町の存続には欠かせない視点であります。

他市町村にはない小坂町独自の子育て支援をすることで、持続可能なまちづくりにつなげていただきたいという趣旨で、以下の2点について質問、提案させていただきます。

第1は、小坂町高校生等通学定期券補助金交付要綱についてです。

来春3月には小坂高校が統合され、本町の高校生は、鹿角市、大館市を主とする町外の高校に通わざるを得なくなります。町は高校生の交通費を支援するというので、さきの6月15日の全員協議会で、小坂町高校生等通学定期券補助金交付要綱を示されました。町内に居住する高校生等が通学に利用するバス及び鉄道の定期券購入に要する一部を補助する目的で、経費の3分の1を乗じた額を補助するというものでした。

この要綱に関しては、「地域や部活動の関係でバス利用しない生徒も多いのではないか」「一律支援のほうが平等で、保護者にとってはありがたいのではないか」「親の期待と行政支援のミスマッチがあれば行政不信につながりかねない」「中学生の保護者の意見も聞いていただきたい」等、多くの議員からの意見、提案がありました。年内には、よりよいものに仕上げて結論を出して予算化していただきたいと要望しておりましたが、その後の進捗状況等があればお示し願いたい。

次に、小坂町すこやか育児手当についてです。

小坂町すこやか育児手当支給条例では、小学校、中学校入学時に5万円を祝い金として支給することになっています。保護者にとってはありがたい施策だと思います。これに、高等学校入学時または中学校卒業時祝い金を加えていただきたく、提案いたします。中学までの義務教育と違って、高校に入るとお金がかかるというのは、子育てをした多くの人の実感だと思います。このことから、国の児童手当も高校卒業時まで延長する方針です。資料に示したように、残念ながら本町においても児童生徒数はこれから減っていきます。子どもが減る分、一人一人の子どもたちに手厚い支援ができると思いますが、いかがでしょうか。

以上、発言通告書に従い一般質問させていただきました。ご答弁をいただいた後、必要があれば再質問させていただき、内容を深めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） それでは、5番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

小坂町独自の子育て支援策に係るすこやか育児手当についてのお尋ねでございます。

当町独自の子育て支援として、県内でいち早く保育料の無償化、小中学校教材費の助成、学校給食費の半額助成、保育所の副食費の全額助成や18歳まで医療費無償化を実施するなど、子育て世帯の経済的支援の充実に努めております。

この中で、すこやか育児手当は、今年度から対象を、第3子以降の子どもから全ての子どもを対象に、小学校、中学校の入学時にお祝い金を支給いたしております。

議員ご提案のすこやか育児手当に、高校入学時または中学校卒業時に祝い金の支給を加えることについては、現在、高校生を対象とした新たな経済的支援として、高校生等通学定期券補助と併せて一体的な事業として実施できないか、内部で協議しているところでございます。

また、国が本年6月13日に示したこども未来戦略方針の中で、今後3年間の集中的な取組を目指す少子化対策加速化プランとして、児童手当の支給期間を高校卒業まで延長することなどが盛り込まれ、来年度中の実施に向けて検討されております。

さらに、本年4月に施行された子ども基本法に基づき、秋以降にこども施策に関する基本的な方針や重点事項等を一元的に定めるこども大綱が示され、これにより今後の国の子育て政策の詳細が明らかになるであろうと注視しているところでございます。

国や県の子育て政策も踏まえ、今後も町独自の子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

小坂町独自の子育て支援策に係る高校生等通学定期券補助金についてのお尋ねであります。統合校については、令和6年4月開校に向け準備が進められております。校名につきまし

ては、令和5年7月6日秋田県議会で鹿角高校と決定されております。

令和4年9月議会及び令和5年3月議会において、通学する全ての高校生を対象に支援したいと回答し、令和5年6月の全員協議会で、高校生等通学定期券補助金要綱を示しながら協議させていただきました。議員皆様の意見では、部活動の関係でバス等を利用できない生徒もいる。また、一律支援がいいのではないかなどの意見をいただいております。

その後、教育委員会内で細部を協議し、町長部局とも協議しておりますが、一律支給も含めた支給対象者及び支給金額などについて、引き続き協議してまいります。

なお、今後とも少子化・人口減少対策の一環として、子育て支援、教育支援の充実を図ってまいります。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

いろいろ町が子育て支援のために頑張ってくださっているということを改めて確認できましたし、全員協議会を含めた議会の中で、いろいろ話されたことが活かされていくというのは非常にありがたく、うれしいことだと思っております。

町長から、この2つを一体として協議し、来年度に向けて進めていきたいという発言がありましたので、ぜひそういう方向でお願いできればありがたいなと思っております。

資料は小坂町の児童生徒数です。中学校3年生が32人、そして来年度はその中学校3年生が高校に入りますので、1年ずつ下がっていくわけです。年によって変動はありますけれども、30人台が20人台になって、そして最近の出生数を考えると、将来的には10人台になっていくということでもあります。ちなみに、鹿角市の児童生徒数も記載しております。大きな流れは変わらず大体同じような形で推移していくようです。鹿角市に限らず、大館市でも子どもの数は減っていくということになると思いますが、なぜ鹿角市を書いたのかというと、高校がなくなるということで、この数がどのように変動していくかというのはある程度注視しなければいけない数字なのではないかなと考えまして記載しました。高校がなくなることで、鹿角市や大館市に、中学生や小学生を抱える親御さんが流出しないということが、やっぱり施策としては必要だと思えます。小坂町が減って、ほかのところあまり減らないというようなことになると、やはりまずいのではないかという思いがあります。

それで、一番の問題ですが、一律も考えるということでもありますので、ありがたいと思

います。

町に高校がなくなれば、高校生には交通費を支援することになるだろうというのは、町民の間で大分以前から話題になっておりました。それで、先の全員協議会に要綱が示され、たたき台になったわけですが、11月、12月には来年度の予算づくりに取り組むことになるでしょうから、去年から繰り返し高校生の支援と、高校がなくなることでの支援ということで何度か質問してきましたので、最後の質問という意味で、何とか高校生に対する支援を有効なものにしていただきたいという思いで質問させていただいたわけです。

行政の立場も分かるのです。できるだけ公共交通機関を使ってほしいとか、バス会社に対する補助とかそういういろいろなものもあることは分かるのですが、やっぱり私たちは町民代表ですので、町民の声を行政に伝えなければいけないと考えています。

それで、多くの方から聞きました。中学生の保護者、それに過去に花輪や大館市に子どもを通学させた親御さん、そして川上地区の方々とか。例えば川上の方であれば、高速道路ができたので、大館が非常に近くなっているわけです。もし、公共交通機関を使う支援をすればどうしますかと聞くと、大館に直接行ったほうが安いし、お金もかからないし、時間も取れるので、わざわざ町部まで送ってきて3分の1の支援を受けるということは絶対ないと話をしておりました。

ですから、やはりその地域にもよりますし、あとはやっぱり部活動ですね。我々の時代は小坂鉄道もあったわけですが、今は限られますので、親御さんが車で送っていく場合が多いように思います。そういうことも含めて、ぜひ一律の補助ということで進めていただければありがたいなと思いますが。改めてこの一律支援のほうが平等でいいのではないかということに対してのご見解をお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 先ほどのお話のとおり、全員協議会でのお話を受けまして、様々細かいところも協議しております。その中で、一律支援も含めて考えているところです。今の段階ではそこまでということをお願いいたします。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 改めて、一律支援という方向で、平等になるようによろしくお願ひしたいと思います。

あと、最初にも言いましたけれども、議会や全員協議会での我々の意見と行政の意見が協議しながら町民にとってよりよい施策になる、ということは非常に望ましいことだと思いま

すので、この件に関しては非常にありがたいことだと思っております。

2番目の町独自の子育て支援について、いろいろ頑張っておられるわけですが、資料に示したように、子どもの数は確実に減っていきますので、その分、手厚い支援ができる。祝い金というのは、一時金で、30人でも5万円で150万円です。しかもインパクトがある。小坂町は、子育て支援に力を入れている、高校に入る時点でお金がかかるときにも、義務教育に限らず支援してくれる町だということを示すことで、町の子育て支援、子どもたちを大切にしている町だということにもつながるように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常にありがたい回答を得ましたので、再質問は特にありません。以上2点、交通費の支援と、そして高校入学時の祝い金という提案をさせていただきました。限られた財政でしょうけれども、何とか捻出して、小坂町は子どもを大切にしている町だと町内外に示すとともに、小坂町独自の子育て支援策を示すことで、人口流出の歯止めの一助にさせていただきたいと申し述べ、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

3番。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今年の7月15日から16日にかけて、梅雨前線の発達により、線状降水帯が発生しました。前例のない大雨により、秋田県の広い範囲で水害をもたらしました。被害のひどかった秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の15市町村で災害救助法が適用されるほどの激甚災害でした。土砂災害、床上・床下浸水、住宅が全壊し、被災された地域の皆様には心からのお見舞とともに、一日も早い復興と日常生活に戻られますことをお祈りいたしております。

ます。

秋田市は48時間で250mmを超える降水量で、これは平年の7月1か月分の降水量を超える量だそうで、たまった水がはけることができないために、内水氾濫が起き、今まで被災したことが全くない場所で浸水、水没するなど、予想をはるかに超える甚大な被害を受けました。

小坂町はこのたび運よく被災はしませんでしたでしたが、昨年は7月、8月に長雨、大雨で被害に遭い、倒木や土砂崩れによって停電、断水、通行止めになるなど、私たちの生活に支障を来す事態になりました。毎日のように日本各地でゲリラ豪雨や台風、秋雨前線による線状降水帯が発生するなどして、被災されている地域、被害が報道されている状況です。

秋田の豪雨災害から1週間後に、私は被災された地域へ何かお手伝いできることはないだろうかと思い、特に被害のひどかった五城目町災害ボランティアに2回ほど、能代市は二ツ井町に1回参加してきました。ボランティアの方々と一緒に床下の泥上げ作業をしながらお話を伺いし、そこで見えてきた問題や心配なところがありました。今まで、防災・減災のために予防策や命を守る避難行動に焦点を当ててきましたが、もしも小坂町がこのような状況になった場合、災害後の対応が即座にできるのかが心配に思いました。明日は我が身の状況にあり、小坂町も災害の少ない町だから大丈夫だろうということはなく、いざというときに臨機応変かつスムーズに対応できることで、命や生活を守ることにつながり、日常生活を取り戻すため、災害後の対応も重要と考えます。

そこで質問です。

1点目に、秋田県豪雨激甚災害の被災地の状況を受け、小坂町も同様の豪雨に見舞われた場合、被災後の対応は今のままで十分ですかをお伺いいたします。

2点目に、当町の受援体制はどのようになっているか、お伺いいたします。

3点目に、被災された方の対応はどのようになっているかをお伺いいたします。

4点目に、防災訓練や防災に関する研修・訓練などの開催頻度、参加人数はどれくらいかをお伺いいたします。

以上4点について一般質問をいたします。町長答弁の後、必要であれば再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

災害時の対応について、1点目の秋田県豪雨激甚災害の被災地域の現況を受け、小坂町も同様の豪雨に見舞われた場合、被災後の対応は今のままで十分かと、2点目の、当町への受援対応はどのようになっているのかのお尋ねであります。

町内で同様の豪雨に見舞われた場合における被災後の対応については、災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、県に対して応急活動に必要な職員の派遣や、避難所の開設及び避難者の受入れのほか、食料や飲料等の備蓄物資の提供などを要請することにしております。

県内に甚大な被害をもたらした7月14日からの大雨に係る災害対応では、この協定に基づき、県より応援職員の派遣要請がありました。町からは、7月24日から8月18日までのうち15日、延べ15人の職員を五城目町へ派遣し、家屋被害認定調査や給水業務のほか、災害廃棄物の対応をしております。

また、住家の被害認定調査業務については、県が秋田県土地家屋調査士会及び秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と、災害発生時における復興支援に関する協定を締結していることから、住家の被害認定調査が速やかな実施に向けて支援が得られるものと思っております。

このようなことから、町内で同様の豪雨に見舞われた場合には、支援を要請することで、職員の派遣や避難所運営、家屋の被害認定調査等を行うことができることから、被災後の対応は十分可能であると考えております。しかし、災害状況やその程度は現実を超えることも十分あり得ますので、昨今の情報を基に、災害対策に関しても必要な見直しを図ってまいります。

なお、町村会においても、災害発生時において緊急応援ができるようにするため、現在、県内町村間の緊急相互応援活動に関する協定の締結に向けて準備を進めているとのことから、協定を生かすことで避難所運営や応急活動等がより迅速に行えるものと思っております。

3点目の被災された方への対応はどのようになっているかについてであります。

被災された方は、次の住まいを確保するまで避難所で生活することになることから、町としては、被災された方へ食料や生活用品等を配布し、避難所生活においてできるだけ支障を来すことのないよう対応してまいります。しかしながら、避難所運営が長期化し、町職員だけでは対応することが困難な場合には、県及び県内の市町村相互の応援に関する協定に基づき、職員の派遣を要請することとしております。

また、水害や土砂災害において発生する廃棄物としての家財道具や土砂等の撤去等につい

でも、町が単独で対応することが困難な場合には、災害廃棄物処理に関する協定に基づき、県や県内の市町村、または民間事業者に協力を応援することとしております。社会福祉協議会におきましては、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災地の支援活動を行うこととしておりますので、県や社会福祉協議会と連携して被災者の支援が迅速に行えるよう対応してまいります。

なお、被災された方へは、災害見舞金の支給や罹災証明発行の手続のほか、被災者生活再建支援制度などの支援制度について周知することとしております。

4点目の防災訓練や防災に関する研修・講習などの開催頻度、参加人数はどれくらいかについてであります。

初めに、防災訓練の状況についてであります。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から住民参加型の訓練を中止してまいりましたが、今年度は感染者数が落ち着いてきたことから、6月に砂子沢地区において土砂災害を想定した避難訓練を実施しております。訓練には砂子沢自治会の住民14世帯21人が参加し、避難経路の確認を実施したほか、消防団員による住民の避難誘導支援においては、自宅避難を選択した方々もおられました。また、避難所となる自治会館に避難後には、消防職員指導の下、訓練用消火器を使用して初期消火訓練を実施しております。

次に、防災に関する研修と講習についてであります。

令和2年度以降の状況であります。防災研修につきましては、令和2年度に、秋田県自主防災組織育成指導者研修会を町交流センター・セパームにおいて開催し、自治会防災担当者及び自治会役員の合わせて43名が参加し、避難所の設営訓練などを実施しております。

令和3年度及び令和4年度においては、自主防災組織の防災力向上を図ることを目的に、自主防災組織の自治会役員を対象に防災研修を実施しております。令和3年度は、鹿角市十和田市民センターを会場に、鹿角市と合同で開催し、町からは4自治会4名が参加しております。令和4年度は、町交流センター・セパームを会場に開催し、13自治会20名が参加しております。

研修につきましては、令和4年度に地域住民防災力向上事業により、町内各地区の洪水の危険を想定される際の時間経過と避難行動の関連を考えるマイタイムライン講習会を、町交流センター・セパームにおいて実施し、町内自治会から16名、福祉施設から4名が参加しております。

今年度は、県の自主防災アドバイザー派遣事業を活用し、自主防災組織を結成されていな

い自治会に、防災士より自主防災組織についてご講演いただいております、9名が参加しております。

今後も、町民参加型の防災研修や訓練を実施し、災害時における地域の防災力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございます。

小坂町も、県の派遣要請を受けられるように協定を結んでいるということで、準備はできているものと思います。また、地域防災計画の中にも、被災後の記載はされておりますけれども、実際に動ける状態であるのか、また、誰が何をするかといった具体的なマニュアル等もつくられているのかどうかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） はい。

○総務課参事（初沢 誠君） 町としても地域防災計画、避難所運営マニュアル等を作成しております。それに基づいて、災害において対応してまいりたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

具体的な人員の配置などはできているのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 町地域防災計画及び業務継続計画を策定しておりまして、そちらのほうに職員の数等を記載しております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

人数等を記載されているのは分かっているのですが、実際必要になったときに動けるとい状態であるのですよね。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 実際にそのような災害が発生した場合には、職員を配置して対応してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） 分かりました。配置されているということなので、災害が起きても大

丈夫なんだろうなと思っております。ぜひ、迅速に対応していただきたいと思えます。

その次にちょっと疑問に思ったことで、再質問なのですが、このたびの水害で主要電源を地下に置いていて使えなくなってしまったところが秋田市で多かったと伺っています。また、主要電源室を2階に持っていた施設は、電気が復旧すると使えたというお話を伺いましたが、小坂町の場合はどのようなになっているか、お伺いたします。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 停電におきましては、町役場は自家発電装置を置いております。また、避難所となりますセパームにおいても自家発電装置を設置しております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

自家発電装置があるのは分かっています。置いている場所がもし水没してしまえば使えない状況になると思うのですが、対策を取るというお考えはありますか。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 役場のほうは水没を想定しておりませんが、セパームのほうは浸水想定区域となっておりますので、今後、対応してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、避難場所になっているセパームは、床上浸水になった場合でも電源が被災しないような対策をぜひ取っていただきたいと思えます。

あと、ほかに、秋田市では被災者に対して温泉の入浴を無料で提供するなどしていましたが、小坂町では、もしそのような場合どのような対策を取りますか。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 町としましては、あかしや荘が使用できる状況であれば開放したいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、災害が起きて入浴ができないという方がいらっしまった場合、無料で提供していただけるとありがたいと思えます。

1点目についての質問はこれで終わります。

2点目の質問の中で、災害ボランティアで経験したことなのですが、災害ボランティアで応援に来ていただいた方というのは、登録して保険に加入しないといけないために、翌日からの作業になると伺っていました。五城目町に入ったときは、その日のうちに登録で

きて、保険に加入してそのまま作業に移ることができたのですが、小坂町では、当日、応援に来られた方がすぐ作業できるかどうかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） ボランティアの派遣受入れにつきましては、まず社会福祉協議会と連携して、支援の体制を整えていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ということは、五城目町と同じく、もし当日しかボランティアできない人が来たとしても、支援していただけるということですね。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） そのように考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

基本、ボランティアの方々は自分で飲料水や食事を持参して、自己完結の方がほとんどなのですがけれども、作業後、五城目町では温泉の無料提供がとても喜ばれていました。そういうことも可能かどうかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 可能な範囲で対応してまいりたいと思っております。

また、近隣の市とも協議し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

先ほど、災害ごみも協定を結んでいて、きちんと処理する場所が決まっていると伺ったのですがけれども、一度水につかった家電製品や日用品は全て使うことができなく、一刻も早く、それこそ被災した直後に処分しないと、もうカビだらけの状態というか、もう腐ってしまう状態になるので、被災地では、みんな歩道にごみを一時的に集積しておりました。小坂町でもすぐ回収してもらえるとというわけでもなく、取りあえず運び出さなくてはいけないという時には集積場所が必要になると思うのですが、もし、そういう場所を考えていましたらお教えてください。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 町の災害廃棄物処理計画を策定しておりまして、候補地としましては、川上のグラウンド、旧七滝小学校グラウンド、3つ目に向陽運動場、そして4つ目

は財産区有地となりますが、尾樽部地内を候補地としております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。集積場所がきちんと確保されているということで、少し安心しました。

集積した場所のごみは放置をしているとすごく臭いを出すうえに、熱を発して自然発火するおそれがあると伺っております。このたび五城目町でも集積場所で火災が起きてしまったということがありました。そのため注意が必要だと思いますが、どういう対策をするのかお伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 火災の発生するおそれがありますので、その辺は鹿角広域消防署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

先ほど罹災証明を出すのに再建支援制度で対応するようになっておりましたけれども、町長答弁で、秋田市もスムーズに進んだのではないのかなと言われておりましたけれども、秋田市の方から聞くと、家屋調査をしないと罹災証明が発行できなかったのですが、家屋調査をする土地家屋調査士の方だと思うのですが、地元の方ではなく、応援に来ている方だったので場所が分からなくて、ちょっと遅れてしまったそうです。

家屋調査にはぜひ地元の方を同行させたほうがいいかと思っておりますけれども、その点についてどうお考えか、お知らせください。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 住家被害の被害認定調査につきましては、できるだけ地元の人で対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ちょっと大変かもしれませんが、罹災証明の発行手続をスムーズに進めるために、地元の方々にも協力いただくということでよろしくお願いたします。

4点目の防災訓練や防災に関する研修訓練などの開催頻度についてお伺いしておりましたけれども、コロナの影響でなかなかできなかったということもありますし、実際、その中でも研修をやられていたということでもあります。ですが、この人数を見ると、すごく少ないと

思います。自治会長や先頭に立つ方は研修を受けているようですし、今年は砂子沢で訓練を実施したということですが、ほかのところでもやったほうがいいのではないのかと思いました。というのは、やはり自分の命は自分で守らなくてはならないという切迫した災害が実際に起きております。その時のために、自分たちの身を守るための大切な訓練だと思います。実際に自分の身をもって体得しなければ、いざというときに頭で分かっているけど動けない、物も扱えないということでは手後れで、助けられるものも助けられないということになりかねないと思います。ぜひ、一般の方にも参加していただきたい。恥ずかしくて私は嫌だと言う人もいるかもしれないが、もうそういう時代ではなく、自分たちで守らなくてはならない、誰かを助けなくてはならないということ認識していただけるようお願いしてほしいと思います。

一度訓練しても忘れてしまうかもしれないと思うかもしれませんが、頭の片隅にでも、体を動かした記憶が残っていれば、とっさのときに不思議と行動できるということを私も経験しておりますので、ぜひ、一般の方にも参加していただけるような体制を取っていただきたいと思います。この点についてこれからどのようにやっていきたいと考えるか、お伺いいたします。

○議長（目時重雄君） 総務課参事。

○総務課参事（初沢 誠君） 議員のおっしゃるとおり、防災訓練や研修等につきましては、町民の防災意識の向上、また地域の防災力を高めるためにも重要であると思っておりますので、今後、鹿角広域消防署の協力を得ながら、訓練等の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

ぜひ、1人でも多く参加していただいて、ただ形だけの訓練ではなくて、もう実際に被災されている方もたくさんいらっしゃいますので、いつ何が起こっても対応できるようにしていただくための訓練をよろしくお願いいたします。

余談ではありますが、災害になったときに避難所設営をしていて、人手が足りなくなったとき、どうしても自分たちの仕事だからと全部背負い込むものではなくて、若い子にも協力してもらえるようにしていただければなと思っています。段ボールベッドの組立てなどであれば、人員が足りない場合は中学生や高校生、また小学校高学年ぐらいであればできるのではないかと思います。子どもたちにも協力していただくということで、町民全体で支

えていける体制をお願いしたいと思います。

地球温暖化の影響は年々ひどくなっていく傾向にあります。世界規模では、熱波や山火事、ハリケーン、台風による強風や竜巻による建物の破壊、高潮、大雨による浸水被害、土砂災害など、異常気象による自然災害が多発しており、その規模も甚大であります。今までに前例のない地域での災害も日常化しつつあります。

小坂町は災害が少ないようですが、年々増加していく災害に備えて、被災した地域の課題を一緒に考えながらの事前準備や訓練は必要不可欠と思います。小坂町民の命を守り、安全・安心を確保するためにも、いま一度、行動に移して、町民との理解を深め、連携を取りながら、これからの災害に備えていくことが重要と思いますので、早期の取組をお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

これより昼食休憩に入りたいと思います。6番の一般質問については、午後1時から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

6番。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） 6番、秋元英俊、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今年の夏は、猛暑日が続き、過去経験したことのない夏になりました。熱中症で救急搬送される件数も多いと広域行政組合から聞いております。

また、町長の町政報告にあったように、7月に開催されましたワインコンクールについては、ワインフォーラムの講演などを聴講いたしました。全体的に成功裏に終わったのではないかと考えているところであります。

また、6月の一般質問での永楽町の踏切について、7月21日にその修繕工事を終え、早急な対応について地域住民の方々より感謝している旨を伺っております。このことは、町長が掲げる町民目線での対応であると感じているところでありますが、再質問のときをお願いした徐行の標識について、町民課長からの答弁で、注意看板などの設置に関して検討したいとのことなので、永楽町自治会からも要望が提出されていることから、早急な対応をお願いするところであります。ちなみに、この対応は観光産業課だということを知っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本題に入りますが、私の質問は、カスタマーハラスメントについて1件、マイナンバーカードについて3件、LGBT理解増進法について2件、計6件であります。

まず初めに、発言通告書、発言の要旨1から質問させていただきたいと思ひます。

カスタマーハラスメントについてですが、近年、企業等で顧客が従業員に対して悪質なクレームや不当な要求などを突きつける行為が、カスタマーハラスメントいわゆるカスハラとして認識されるようになりました。このようなカスハラは、自治体などの窓口などでも増加していると言われております。

全日本自治団体労働組合が2020年10月から12月にかけて全国の自治体職員ら1万4,000人を対象に行った調査で、過去3年間にカスハラを受けた経験があると答えた回答は、「日常的に受けている」、「時々受けている」を合わせれば46%となる結果が出ております。具体的な事例を挙げると、「暴言や説教」が63.7%、「長時間のクレームや居座り」が59.8%、「大声・罵声・脅迫や土下座の強要」が52.8%となっております。

こうしたカスハラは、職員の精神的・時間的消耗が懸念される要因ともなり、結果として職員の生産性を著しく妨げる要因ともなります。職員は町民等に対して丁寧な対応を求めることが前提であります。本当にごく一部の不当な要求や暴言などにより、体調に異変を起したり、さらには休職や退職に追い込まれるやもしれません。

社会では、カスタマーハラスメントが深刻化する背景として、コロナ禍によるストレスや不安、さらにはSNSなど匿名性の高い情報発信ツールの普及など、様々な要因が挙げられております。このような事例が小坂町ではないとは言い難い状況で、役場本庁に限らず、職員の心身の健康被害などから守るための取組をどのように実施しているかを伺います。

続きまして、鹿児島議員が多くの問題点を指摘しておりましたが、私としてはちょっと違う視点でマイナンバーカードについて伺います。

説明せずともお分かりと思いますが、マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を知らせ、行政の効率化、国民の利便性を高める制度であります。1人1つの番号をマイナンバーと称し、それにより、公正公平な社会基盤を構築するもので、ここで言う行政の効率化とは、行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照会、転記、入力などに要する時間が大幅に削減されることや、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄を削減できることを解説しております。

また、国民の利便性としては、添付書類の削減や行政手続が簡素化され、国民の負担を軽減させ、また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からの様々なサービスを知らせ、受け取ったりできるとしております。

このようなことから、地方自治体などは、所得や他の行政サービスの受注状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困った方にきめ細かな支援を行うことができるような、公平・公正な社会の実現を進めるものであります。

さて、このような1人1つの番号を記載されたカードをマイナンバーカードと称しておりますが、これはICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。このカードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できます。

このようなマイナンバーカードですが、自身の証明だけではなく、その利用の幅が広がっております。小坂町でも導入されている公的書類の取得がコンビニで可能になっています。また、ほかでは、出産育児一時金や婚姻の届出などの行政手続がオンラインでできること、保険証として利用できることなどのメリットがあります。

ですが、いいことばかりではありません。デメリットとしては、有効期限があることです。マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までで、電子証明書の有効期限は、年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されております。免許証のように期限の前にはがき等で通知することはないので、更新することを忘れることが考えられます。

また、盗難・紛失の際のリスクが高いことが挙げられております。このことは、マイナンバーカードにひもづいている情報を不正利用される可能性があるからであります。投資を行

う場合、金融資産等のひもづけが義務化されていることから、盗難・紛失により金融資産の情報が把握されるリスクが想定されます。

このように、メリットやデメリットはありますが、今後、マイナンバーカードに関しては、より多くの身分証明書とのひもづけが想定されております。例えば、企業における健康診断の結果閲覧、ハローワークカードや運転免許証などのひもづけなど、実際に予定されているものもあります。このように、将来的にはあらゆる手続や身分証明書の代わりに使用する可能性を含んでいますが、セキュリティ面の不安は強く、免許証や保険証をなくすよりもリスクが高いことが懸念されております。

そこで、質問です。

メリットやデメリット、またはカードそのものの誤った情報の挿入などが確認されているところではありますが、小坂町の現状としての普及率はどれほどになっているかを伺います。

また、2として、加入促進についてどのような啓発活動を展開しているのか、また、その展開による普及率、加入率の効果は見られたのかを伺います。

3として、住民票や印鑑証明書など、コンビニでマイナンバーカードにより発行はできませんが、町役場での印鑑登録証明書の発行は、印鑑登録証のカードを提示しなければ発行できないところであります。

例えば、福井県あわら市では、マイナンバーカード裏面の磁気ストライプに当市の発行している印鑑登録証の番号を記録し、印鑑登録証として利用できる上に、通常の印鑑登録証の発行手数料を徴収するところではありますが、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用する場合は発行手数料が無料になるなどの処置が取られております。

また、柏市では、印鑑登録をしている本人に限り、マイナンバーカードを利用した本人を確認することで印鑑登録証明書の発行を可能にしています。ポイントとしては、システム改修について、基盤端末の検索方法の改修という軽微な改修のみのため、改修費用の負担はなく実施し、マイナンバーカードを印鑑登録証とひもづけはしていませんが、併せ持つことを可能としております。

このような事例があることから、小坂町でも導入することができないかを伺います。

次に、3として、LGBT理解増進法について質問いたします。

LGBT理解増進法、正式名称は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律であります。今年6月16日に成立し、同23日から施行されました。

このLGBTに関する法整備は、欧米をはじめ世界各地で進んでいます。その内容は、LGBTであることで人権が阻害されないことを保障するものですが、これらの国にとって、そのような保障は特別なものではなく、当たり前の制度として認められているケースが多い現状であります。

日本もこうした風潮に倣うとする民間の動きが増えていますが、法制度化の実現には至らなかった状態が続いていましたが、今年2月の荒井元総理秘書官の差別発言がきっかけで、急遽、法案提出から成立まで進んだという背景があります。

さて、この法案ですが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する施策の推進に向けて、基本理念や国や地方自治体の役割を定めた理念法であり、罰則などはありません。

それで、まず法の目的であります。第1条では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方自治公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。」となっております。その基本理念として、この施策は「全ての国民がその性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別があってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行わなければならない。」としております。

さて、質問ですが、地方公共団体の役割として、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備として、第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を制定し、及び実施するよう努めるものとする。」としていて、内閣府政策統括官の通知したことの法律の施行についても、地方公共団体の役割として同様に記載されていることから、小坂町としての施策をどのように進めるのか、また、法律第10条にある知識の着実な普及等で、国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状態を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通

じて理解を深めることができるよう、その知識の着実な普及の問題に対応するための相談体制の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないとうたっていることなどから、小坂町としてどのように啓発して理解を深めていくのかを伺います。

最後の質問であります。同法第6条2において、学校の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒及び学生の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育または啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、この施策に協力するよう努めなければならないとしていることから、このような理解の増進を教育委員会としてどのように進めていくのかを伺います。

以上、発言の内容6件に関して、発言通告書に基づき質問させていただきました。

なお、答弁の後、不明な点等については再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（目時重雄君） それでは、6番議員の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、カスタマーハラスメントについて、職員に対するカスタマーハラスメントの実態と、職員の心身の健康被害から守るための取組についてどのように考えているのかとお尋ねでございます。

当町の職員に対するカスタマーハラスメントの実態については、詳細についての把握はしておりませんが、少なからず発生しているものと考えております。

自治労が2020年から行った調査結果では、住民からの迷惑行為や悪質クレームを受けた人は約半数の46%、職場でカスタマーハラスメントを受けている人がいるところを見たというケースを含めると76%となり、約4分の3の職場で発生しているという実態が明らかになっています。

町では、職員がその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保し、また、ハラスメントの防止及び排除の措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、小坂町職員のハラスメント防止等に関する要綱を制定し、相談及び苦情への対応や指導等の措置について定めております。

また、人事院通知では、パワーハラスメントに関する苦情相談があった場合には、迅速かつ適切に職員の救済を図ることとされており、2020年に出された総務省通知では、地方公共団体においても同様の対応を行うよう指導されております。人事院規則・通知や、厚生労働省が作成したパワハラ指針などを参考にしながら、具体的な対応の仕方などを検討していかなければならないと考えております。

次に、マイナンバーカードについて、1点目の普及率のお尋ねであります。当町は7月末現在で73.2%、秋田県は78.8%、全国では75%となっております。

2点目のどのような啓発を行っているのかのお尋ねでございますが、国がチラシやテレビCMなどで行って、マイナポイント事業では大きな普及率向上の効果があつたと感じております。当町では、広報を通じて自治会などでの出張申請受付や予約制による休日受付の実施をお知らせしております。

3点目の役場窓口でマイナンバーカードのみで印鑑登録証明書を発行できないかというお尋ねであります。

役場窓口で印鑑登録証明書を取得するには、印鑑登録証を提示し申請します。この場合は代理人でも申請ができます。コンビニエンスストアでは6時30分から23時の間、本人が発行端末にマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力して取得いたします。

お尋ねの役場窓口でマイナンバーカードのみでの発行はできないかについては、新たに発行端末を設置する必要があること、役場の窓口開庁日・時間に本人の来庁が必要となり、印鑑登録証のほうが利用しやすいとの考えから、今のところ考えておりません。

次に、LGBT理解増進法について、1点目の6月23日に施行された同法を町としてどのように理解して啓発していくのかのお尋ねでございます。

本法は、全ての国民がその性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するためのいわゆる理念法であります。

法では、地方公共団体の役割が規定され、第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」、また、第10条第1項では、「性的指向及びジェンダーアイデンティテ

ィの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」としております。

秋田県は、この法施行に先駆けて、昨年4月、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例を制定し、多様性に満ちた社会づくりに関する施策を総合的に推進するため、理解を深めるための学習機会の提供や広報活動の充実等の施策を講ずることとし、また、市町村が施策を実施するときには必要な協力を行うこととしております。

町では、男女共同参画社会推進事業として、秋田県北NPO支援センターの協力をいただいて、気軽に多様性について学べる「ジェンダーカフェ」というイベントの開催等を通じて、多様性についての理解を深めてもらえるような取組を行っております。

法が施行したばかりで、具体の施策を講ずるのはまだまだ先になろうかと思いますが、当面は国や県から提供された宣材を活用した広報活動等による啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長からの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

LGBT理解増進法についての2点目、教育委員会としての教育の方向性はどのようなものかのお尋ねであります。

国の法律が公布されたことから、令和5年6月23日付で、文部科学省から法律の公布の通知を受けております。その中で、教育基本法において、これまでも性的マイノリティーの児童生徒への対応に取り組んでいるところであるが、引き続き適切に対応するようにとの記述があります。

また、生徒指導提要の改訂版で、性的マイノリティーに関する理解と学校の対応として、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、いじめの防止等のための基本的な方針を平成29年度に改正し、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解促進や、学校として必要な対応について周知することが追記さ

れました。

教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して、日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切としています。秋田県の学校教育の指針においても、人権教育の中でLGBTが人権課題として上げられております。

教育委員会としましては、国、秋田県等の通知に基づき、人権教育を進めてまいります。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 町長並びに教育長の答弁ありがとうございました。

まず初めに、カスタマーハラスメントについて再質問させていただきます。

町ではハラスメントの対応マニュアルがあるということでありましたが、今回私が一般質問しているカスハラに対しての対応は十分できているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 町で制定している要綱は、これまでのハラスメントの概念として、いわゆるセクハラ、それからパワハラ、あと妊娠等に関するマタハラ、これまで大きく取り上げられてきたこの3つのハラスメントの対応について定めている要綱です。

今回のカスタマーハラスメント、カスハラについては、多分最近出てきた新しい概念だと思しますので、町として直接そういうハラスメントの報告・相談もまだ職員から直接は受けていないところですが、パワハラの中の一つという考え方で対応していけるように人事院の通知や総務省の通知の中にありますので、この町の要綱を使ってパワハラと同じような対応をしていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

パワハラの中の一つとして捉えるということではありますが、もしできるのであれば、想定されるものについて改定できるものは十分やっていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

趣向をちょっと変えますが、現在、地方自治体の職員が職務中に身につけている名札の表記をフルネームから名字のみに変更する動きが出ています。SNSの普及で、名札から個人情報が見えたり、インターネット上に名前が公開されたり、プライバシーが侵害されるなどの懸念があり、顧客が理不尽な要求やクレームをつけるなどの対策として、名字のみに

変更しているというものの広がりが見えております。

佐賀市では、これまで職員が「どこそこに行っていたよね」と声をかけられたり、SNSからメッセージを受け取ったりした事例があったことから、今年4月、窓口業務や図書館など6部署でフルネームを名字に変えたところ、職員から安心できるなどの声上がり、全部署に拡大した例があります。また、愛知県では、昨年10月、市民に親しみやすいとの理由でフルネームから名字の平仮名表示に変えております。このことは、税や許認可に関する部署の職員がカスハラへの不安を訴えていたことも、変更とした理由の一つとしております。

このようなことから、私としては、小坂町でのカスハラの実態は把握しておりませんが、なかったとしても、名前の表示を事前に対処しておく必要があると感じていますが、このことについて、町としてどのようにお考えになっているのか伺います。

○議長（日時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） ただいまお話いただいた名札の件については、初めてお聞きしました。名札でそのようなおそれ、危惧があるということを改めて今認識したところです。

名札については、以前、当町も名字だけの小さい名札をしていた時期もありましたが、クールビズ、ウオームビズなどの流れで、きちりスーツなど着ず一段緩いような格好をしてもいい仕事をするとき、環境に配慮したちょっとラフな服装で仕事しようということになったときに、はっきり職員だと分かるように、あのような全部しっかり名前を書いた大きい名札にしたような記憶があります。そのような対応もありましたけれども、今お伺いした話を参考にして、ほかの事例なども調べながら、対応できるかどうか、これから検討したいと思います。

○議長（日時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

名札を平仮名に変えたことでカスハラがなくなるということではないでしょうし、名字を平仮名に変えたり、名字のみというのは判断が分かれるところではありますが、企業でいえば、小坂町のコンビニでも名字を平仮名にして表示しております。町でもぜひそれに倣ってとは言いませんが、堅苦しい表記ではなく、親しみやすい表記を考えていただきたいものとしての提案ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイナンバーカードについての再質問をいたします。

発言要旨2の内容2について、私がいる自治会では、各世帯に呼びかけて、事前に情報をそろえて、役場の担当職員に自治会館まで来ていただき、集団で申請手続きをしました。ほと

んどの方が参加して取得されました。

もちろん町でも、出張サポートの呼びかけをしていることや、高齢者に関しては社協や福祉団体を通して行っていると思いますが、ただ申請を待っているばかりではなく、積極的に病院や施設、または学校や自治会の集会などに出かけ、普及率を上げていただきたいと思います。そのようなことについてどのように考えているか担当課長に伺います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 今年度も出張申請受付や休日の申請をやる予定ですがけれども、議員のおっしゃるとおり、普及率を上げるためにほかに何ができるのかちょっと検討したいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） 職員の負担を考えれば強く発言はできませんが、頑張っているいろいろな方面での普及活動をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、発言通告書の要旨2の内容3では、印鑑登録証明書に限って質問いたしましたが、ほかにもマイナンバーカードの利活用があります。

例えば、新潟県三条市では、選挙の入場受付などをマイナンバーカードで行っております。期日前投票や選挙当日に、全ての投票所に受付専用端末機を設置し、カードを提示することにより、顔写真で本人確認を行うとともに、瞬時に受付を完了することができるシステムを構築しております。

また、群馬県前橋市での取組として、母子健康情報サービスがあります。これは、母子健康手帳に記載されている情報や子育てに関する情報を電子化、ウェブ化することで、いつでもどこでも安心して情報を得られるサービスであります。取組の背景として、母子に関する定期健診、予防接種等の情報は担当部署ごとに管理されていましたが、これらの情報を集約して一元化すれば行政も母親も助かるとの意見が聞かれたことから、総務省のICTまちづくり推進事業で実証実験を行って、子育ての手助けになると判断し、導入したものであります。将来的には、未就学児に限らず対象を小・中学生から成人、高齢者までと広げ、生育歴、体重・身長、服薬履歴、持病や病歴等の情報を集約、一元化し、本人に閲覧できるようにするパーソナル・ヘルス・レコードの構築を目指すとともに、ビッグデータとして分析して、新たな市民の健康づくり施策として反映させることも想定しているようであります。

このように、マイナンバーカードの利活用は、各自治体はその可能性を模索して実行すれば大いに広がりを見せると考えますが、町として今後どのように活用していくかを伺います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（古澤 健君） 議員のおっしゃるとおり、国でもマイナンバーカードの利活用と
いうのを市町村にも進めております。

先ほどの印鑑登録証明書については、県内ではないようでありますけれども、国の勧めも
ありますので、そういう流れに全国的になっていくかと思っておりますので、情報収集しながら検
討したいと思っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

いずれにしろ、マイナンバーカードの利用範囲は拡充していくことから、町でもただ静観
するばかりではなく、積極的に施策を展開していただきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

最後になりますが、LGBT理解増進法についてですが、国がまだ基本計画や指針が示さ
れていない現状では、町や教育委員会としても動きようがないとは思いますが、特に教育現
場においては、どのような教育や家庭へのアプローチが適切なのか慎重を極めると思ってお
ります。

さきに述べた内閣府からの通知もそうですが、同様に、文科省からの通達もあったとの答
弁でありました。内容についても学校教育に合ったものの通知であると思っております。教
育委員会としては、このLGBT理解増進法にかかわらず、いじめやハラスメントなどの指
導なども適切に行っているところであると思っておりますが、学校、家庭、地域社会との連携を強
め、協力して施策を施行していただきたいと思っておりますので、いま一度、教育長のお考えをお
聞きしたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 教育長。

○教育長（澤口康夫君） 先ほど答弁したとおりであります。学校現場でも、多様性を認め
ることや、あらゆる差別を解消していくこと、それから一人一人の個性を尊重するという部
分については、これまでも大事にしてきましたし、これからも大事にしていきたいと思っ
ております。

以上です。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

この問題についてはかなりシビアな問題ですので、教職員等の教育が必要であると思いま

すので、その辺も十分に対応していただきたいと思ひまして、そのお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から再開いたします。

お知らせします。この後、1時45分から各常任委員会を開催します。ご協力願います。会場は、総務福祉常任委員会がこの会場で、産業教育常任委員会は議員室となります。よろしくお願ひします。

散会 午後 1時42分

